

# e-Tax 申告データを利用した 個人企業経済調査の回答方法

## ◇ 申告データを取り込むことにより調査への回答が可能です。

- ・令和5年分の確定申告を e-Tax（国税電子申告・納税システム）で送信した場合、e-Tax の受付システムからダウンロードした申告データ※を利用して調査への回答ができます。

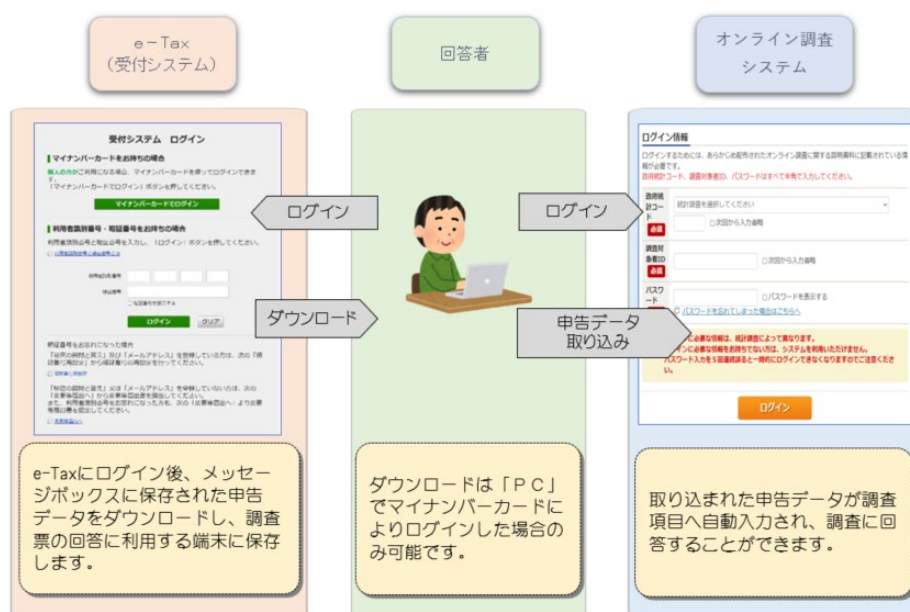
※ マイナンバーカードでパソコンからログインした場合のみダウンロード可能

【取り込むことができる申告書】

所得税青色申告決算書	一般用	農業所得用	不動産所得用	現金主義用
収支内訳書	一般用	農業所得用	不動産所得用	

## ◇ 申告データを利用した回答の流れ

- ・調査票へ申告データ（XTX ファイル）を取り込むことにより、「6 売上金額及び仕入金額」、「7 棚卸高」、「8 営業経費等」の3つの調査項目へ自動で値が入力されます。
- ・申告データが複数ある場合でも、一括で取り込むことが可能です。



国税電子申告・納税システム



e-Tax へログインし、メッセージボックスを閲覧するには、マイナンバーカードが必要です。

※ 詳細については、e-Taxのホームページから、「1. メッセージボックスのセキュリティ強化」をご確認ください。

[https://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/msgbox\\_enhanced\\_security.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/msgbox_enhanced_security.htm)

申告データの取り込みについてご不明な点は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 個人企業経済調査実施事務局

【フリーダイヤル】 ☎ 0120-492-048 (無料)

I P電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6262-7456 (有料)

※ おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】 9:00~18:00 (土・日・祝日を除く)

オンライン調査の回答方法については「インターネット回答の操作ガイド」をご参照ください。

# 1 申告データのダウンロード

## (1) 受付システムアクセス・ログイン

e-Tax の受付システムへのアクセスはパソコンで行ってください。

「受付システム ログイン」画面 ([https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF\\_APP/lnk/loginCtlKakutei](https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei)) に接続します。『マイナンバーカードでログイン』ボタンをクリックして、画面の指示に従ってログインしてください。

### 【受付システム ログイン画面】

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

ログインすることによって、メッセージボックスや還付金の処理状況などが確認できます。

### 受付システム ログイン

**マイナンバーカードをお持ちの場合**  
個人の方がご利用になる場合、マイナンバーカードを使ってログインできます。  
『マイナンバーカードでログイン』ボタンを押してください。

**マイナンバーカードでログイン**

**利用者識別番号・暗証番号をお持ちの場合**  
利用者識別番号と暗証番号を入力し、『ログイン』ボタンを押してください。

利用者識別番号と暗証番号とは

利用者識別番号

暗証番号

暗証番号を表示する

**ログイン**

暗証番号をお忘れになった場合  
「秘密の質問と答え」及び「メールアドレス」を登録している方は、次の「暗証番号再設定」から暗証番号の再設定を行ってください。

暗証番号再設定

「秘密の質問と答え」又は「メールアドレス」を登録していない方は、次の「変更等届出へ」から変更等届出書を提出してください。  
また、利用者識別番号をお忘れになった方も、次の「変更等届出へ」より変更等届出書を提出してください。

変更等届出へ

マイナンバーカードをお手元にご用意の上、『マイナンバーカードでログイン』ボタンをクリックします。

※ マイナンバーカードでのログインについては、e-Tax ホームページのよくある質問 (<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/msgbox/14.htm>) から、「手順③」をご確認ください。



- ・ スマートフォンからアクセスする場合は、申告データをダウンロードできません。
- ・ 利用者識別番号を使ってログインする場合、マイナンバーカードをお持ちでない方は、申告データをダウンロードできません。

## (2) ダウンロード

【メインメニュー画面】が表示されたら、メッセージボックス一覧の『確認画面へ』ボタンをクリックします。

受信通知の受付結果等が【メッセージボックス一覧画面】に表示されますので、受信メッセージの中から、個人企業経済調査の調査票に取り込む申告データをクリックしてください。

【メインメニュー画面】

【メッセージボックス一覧画面】

格納日時	受付日時	受付番号	手続き名	氏名又は名称	受付結果	選択
2024/01/15 14:54:53	2024/01/15 14:54:51	202401151451	納付情報登録依頼	個人 華子	受付完了	<input type="checkbox"/>
2024/01/15 14:54:53	2024/01/15 14:54:51	202401151451	所得税及び復興特別所得税申告	個人 華子	受付完了	<input type="checkbox"/>

### 【「手続き名」の表示について】

該当の手続き名は「所得税及び復興特別所得税申告」です。

格納日時	受付日時	受付番号	手続き名	氏名又は名称	受付結果	選択
2024/01/15 14:54:53	2024/01/15 14:54:51	202401151451	納付情報登録依頼	個人 華子	受付完了	<input type="checkbox"/>
2024/01/15 14:54:53	2024/01/15 14:54:51	202401151451	所得税及び復興特別所得税申告	個人 華子	受付完了	<input type="checkbox"/>



調査票へ取り込む申告データは令和5年申告分となりますので、申告等内容の『年分』が、『令和05年分』となっていることを確認してください。

### (3) 保存

【メール詳細】画面が表示されたら、申告年等をご確認の上、『ダウンロード』ボタンをクリックして、ご利用のパソコンの任意の場所に保存します。

#### 【メール詳細画面】

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中  
受付システム

**受信通知** 閉じる

送信されたデータを受け付けました。  
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

**申告内容**

押出先	税務署
利用者識別番号	XXXXXXXXXX
氏名又は名称	個人 単子
受付番号	20240115145XXXXXX
受付日時	2024/01/15 14:54:51
年分	令和05年分
種目	所得税及び復興特別所得税
所得金額	XXXXXXXXXX 円
第3期分の税額	納める税金 XXXXXXXXXX 円
	還付される税金 -
備考	HUBH070E:添付書類の同時送信あり
備考	HUBH433I:ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税。スマホアプリ納付、クレジットカード納付、コンビニ納付 (QRコード) を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確実に納付を行ってください。
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。  
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

**送付書**

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

**添付書類 (PDF) 送信**

当申告・申請に必要な添付書類をイメージデータにより送信することができます。

**納付区分番号通知**

ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、スマホアプリ納付、クレジットカード納付、コンビニ納付 (QRコード) を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

**電子申請等証明書交付請求**

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。  
交付日付は申告データを提出した日付となります。  
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードされます。

個人の申告所得税・消費税の振替納税の申込みがオンラインでできるようになりました。  
詳しくは「[振替納税のご案内](#)」をご覧ください。

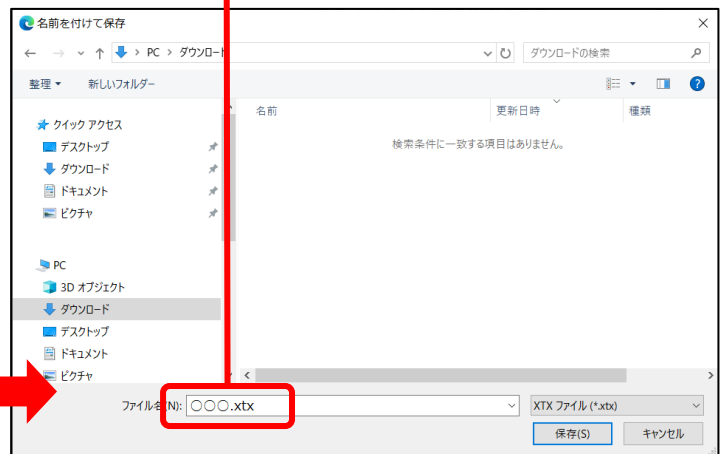
国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。  
よろしければご協力ください。 [アンケートのページへ](#)

[ページの先頭へ](#)

#### 【取込み可能な申告書】

- ・ 所得税青色申告決算書 (一般用)
- ・ 所得税青色申告決算書 (農業所得用)
- ・ 所得税青色申告決算書 (不動産所得用)
- ・ 所得税青色申告決算書 (現金主義用)
- ・ 収支内訳書 (一般用)
- ・ 収支内訳書 (農業所得用)
- ・ 収支内訳書 (不動産所得用)

任意のフォルダに保存します。  
ファイル形式が「xtx ファイル」  
になっていることを確認してくだ  
さい。



メール詳細画面では、当該確定申告データが**正しく送信されたものであるか**確認し、xtx ファイルをダウンロードしてください。  
正しく送信されたものである場合、受信通知の本文冒頭に「**送信されたデータを受け付けました。**」と記載があります。

## 2 申告データの取り込み

「入力者情報」及び「設問 1～5」の回答を入力後、「設問 6」まで進むと、申告データ取り込み画面が表示されます。

- ① 「インポートする電子データファイルの選択」欄の『ファイルを選択する』ボタンをクリックし、「1 申告データのダウンロード」 (3) 保存 で任意のフォルダに保存した申告書の電子データファイルを選択します。

【設問 6・7・8 画面】

### 6 売上金額及び仕入金額 / 7 棚卸高 / 8 営業経費等

● 6～8 欄については、手入力で回答するか、令和 5 年分の確定申告を e-Tax で送信した場合、申告データを取り込むことにより回答することができます。

申告データ取込により回答する場合 → 「申告データ取込」へお進みください。

申告データを取り込まず手入力で回答する場合 → 下段の 6 欄へお進みください。

---

国税電子申告・納税システム  
**e-Tax**

## 申告データ取込

[取り込み方法を見る](#)

申告データを取り込まず手入力で回答する場合は、下段の 6 欄へお進みください。

◆ 令和 5 年分の確定申告を e-Tax で送信した場合、「6 売上金額及び仕入金額」、「7 棚卸高」、「8 営業経費等」の項目については、e-Tax のメッセージボックスからダウンロードした申告データを取り込むことにより回答することができます。

※ 金額は自動的に百の位で四捨五入されます。

#### インポートする電子データファイルの選択

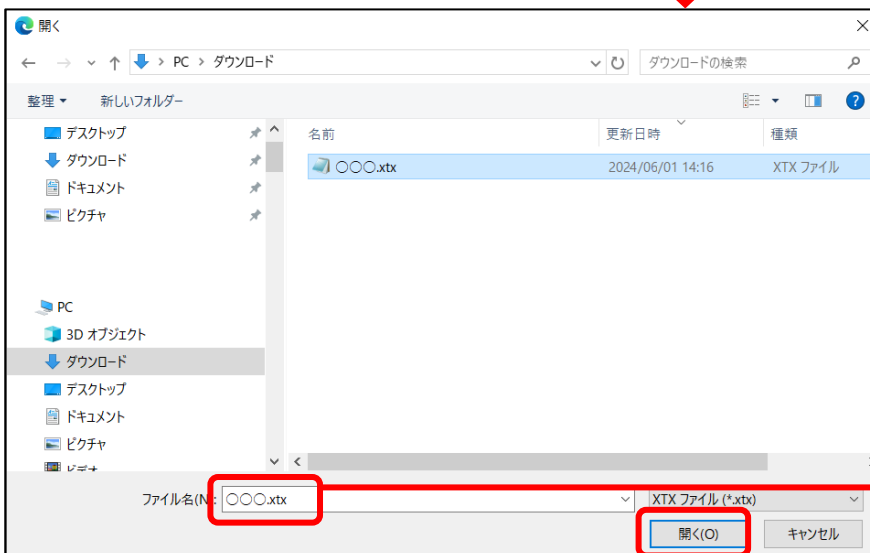
インポートする申告書の電子データファイルを選択してください。

**ファイルを選択する**

#### 申告データインポート

選択した電子データファイルを確認の上、インポートボタンを押してください。

**インポート**



ファイル名が、e-Tax のメッセージボックスからダウンロードした電子データと同一であることを確認してください。

②①で選択した電子データファイルを確認し、『インポート』ボタンをクリックします。

【設問 6・7・8 画面】



### 複数の申告データを取り込む場合

複数の申告書を e-Tax で申告している場合は、複数の申告データファイルを取り込むことができます。

複数の申告データを取り込む場合は、**+ファイルを追加する** ボタンをクリックして、申告書の電子データファイルを選択し、**一括インポート** ボタンをクリックしてください。

【設問 6・7・8 画面】

【設問 6・7・8 画面】

選択したファイル名が表示されます。

『一括インポート』と表示されます。  
選択したファイルをご確認の上、クリックしてください。



③下図のように設問6～8の各項目に申告データの数値が自動入力されます。自動入力された内容に誤りがないか確認し、『次へ進む』ボタンをクリックします。

行っている事業全体について

### 6 売上金額及び仕入金額 解説

- 昨年1年間（令和5年1月から12月まで）の、現金取引と掛取引の合計金額（消費税を含む）を入力してください。

(1)売上（収入）金額	10000 000円
(2)仕入金額	100 000円

修正申告等をした  
当該項目について修正申告、更正の請求、訂正申告を行ったため、取り込んだ金額の修正が必要な場合は「修正申告等をした」の☐にチェックを入れてください。

### 7 棚卸高 解説

- 消費税を含む金額を入力してください。

(1)昨年の12月末日現在の棚卸高	100 000円
(2)おとしの12月末日現在の棚卸高	100 000円

修正申告等をした  
当該項目について修正申告、更正の請求、訂正申告を行ったため、取り込んだ金額の修正が必要な場合は「修正申告等をした」の☐にチェックを入れてください。

### 8 営業経費等 解説

- 昨年1年間（令和5年1月から12月まで）の、経費を入力してください。
- 経費計及び給料賃金には、家族従業員及び青色事業専従者に対して支払った給料賃金は含めません。
- 消費税を含む金額を入力してください。

(1)経費	
経費計	800 000円

- 経費のうち以下の科目を入力してください。

ア 租税公課	100 000円
イ 損害保険料	100 000円
ウ 減価償却費	100 000円
エ 福利厚生費	100 000円
オ 給料賃金	100 000円
カ 外注工賃	100 000円
キ 利子割引料	100 000円
ク 地代家賃	100 000円

- 家族従業員及び青色事業専従者に対して支払った給料賃金を入力してください。

(2)専従者給与	10000 000円
----------	------------

修正申告等をした  
当該項目について修正申告、更正の請求、訂正申告を行ったため、取り込んだ金額の修正が必要な場合は「修正申告等をした」の☐にチェックを入れてください。

回答クリア

← 前へ戻る      次へ進む →

申告データの数値が調査票に自動入力されていますので、誤りがないか確認してください。



申告データは、金額が円単位のため、百の位を四捨五入して千円単位で表示しています。

自動入力された値を直接編集することはできません。  
修正申告、更正の請求、訂正申告を行った等、自動入力された値の修正が必要な方は、次ページ「修正申告等をした場合」をご参照ください。

『回答クリア』ボタンをクリックすると、自動入力された値がすべて削除され、申告データ取り込み前の初期状態に戻ります。

自動入力された内容に誤りがなければ、『次へ進む』ボタンをクリックして次の設問へ進みます。



## 修正申告等をした場合

修正申告、更正の請求、訂正申告のいずれかを行った方は、ダウンロードした申告データが最終的な申告データではない場合があるため、最終的な確定申告の金額と相違ないか必ずご確認ください。

最終的な確定申告の金額と異なる場合は**正しい金額に修正する必要があります。**

修正する場合は、『修正申告等をした』チェックボックスをクリックして、表示される入力欄へ入力してください。入力後、**修正した内容に誤りがないか確認し、『次へ進む』** ボタンをクリックしてください。

【設問 6 画面】

行っている事業全体について

6 売上金額及び仕入金額 解説

• 昨年1年間（令和5年1月から12月まで）の、現金取引と振替取引の合計金額（消費税を含む）を入力してください。

(1) 売上（収入）金額	10000 000円
(2) 仕入金額	100 000円

修正申告等をした  
当該項目について修正申告、更正の請求、訂正申告を行ったため、取り込んだ金額の修正が必要な場合は「修正申告等をした」のにチェックを入れてください。

① 『修正申告等をした』にチェックを入れます。

② 入力欄が表示されます。  
変更箇所を上書きしてください。



変更しない項目は、  
表示されたままにします。

③ 修正した内容に誤りがないことを確認したら、『次へ進む』ボタンをクリックして次の設問へ進みます。

【設問 6・7・8 画面】

行っている事業全体について

6 売上金額及び仕入金額 解説

• 昨年1年間（令和5年1月から12月まで）の、現金取引と振替取引の合計金額（消費税を含む）を入力してください。

(1) 売上（収入）金額	10000 000円
(2) 仕入金額	100 000円

修正申告等をした  
当該項目について修正申告、更正の請求、訂正申告を行ったため、取り込んだ金額の修正が必要な場合は「修正申告等をした」のにチェックを入れてください。

修正申告、更正の請求、訂正申告を行ったため、取り込んだ金額の修正が必要な方は、表示されている金額を修正してください。

(1) 売上（収入）金額	9000 000円
(2) 仕入金額	100 000円

変更箇所を上書きしてください

ア 租税公課	100 000円
イ 損害保険料	100 000円
ウ 減価償却費	100 000円
エ 福利厚生費	100 000円
オ 給料賃金	100 000円
カ 外注工賃	100 000円
キ 利子割引料	100 000円
ク 地代家賃	100 000円

• 家族従業員及び青色事業専従者に対して支払った給料賃金を入力してください。

(2) 専従者給与 10000 000円

修正申告等をした  
当該項目について修正申告、更正の請求、訂正申告を行ったため、取り込んだ金額の修正が必要な場合は「修正申告等をした」のにチェックを入れてください。

修正した内容に誤りがないか確認し、次の設問へ進んでください。

回答クリア

次へ進む



## よくあるお問い合わせ

**Q1** 保存データ（拡張子が [.data] の DATA ファイル）を取り込もうとすると、エラーが表示され取り込むことができません。

**A1** 保存データは取り込むことができません。e-Tax 受付システムからダウンロードした申告データ（拡張子が [.xtx] の XTX ファイル）を取り込んでください。なお、取り込むことができる申告書の種類は下記のとおりです。

【取込み可能な申告書】

所得税青色申告決算書	一般用	農業所得用	不動産所得用	現金主義用
収支内訳書	一般用	農業所得用	不動産所得用	

**Q2** スマートフォンから申告データを取り込むことができますか。

**A2** スマートフォンやタブレットからは申告データを取り込むことができません。申告データを取り込んでご回答いただく場合は、パソコンをご利用ください。

**Q3** e-Tax から申告データをダウンロードしたいのですが、該当のメッセージに鍵マークが付いており、閲覧することができません。

**A3** e-Tax のメッセージボックスから鍵マーク付きのメッセージを閲覧するには、マイナンバーカードが必要です。詳細については、e-Tax のホームページ ([https://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/msgbox\\_enhanced\\_security.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/msgbox_enhanced_security.htm)) から、「1. メッセージボックスのセキュリティ強化」を参照してください。

**Q4** 共同経営で事業を営み、経営者ごとに確定申告を行っています。共同経営の場合でも申告データを取り込むことができますか。

**A4** 共同経営の場合でも、e-Tax で確定申告を行っていれば、申告データを取り込むことができます。複数の申告データを取り込むことが可能で、取り込んだすべての申告データを合算して自動入力します。

**Q5** 申告データを取り込んで回答送信をした後、修正申告をしました。回答データの修正は必要でしょうか。

**A5** 申告データを取り込んだ際に自動入力された値は、手入力により修正することができます。6月30日（日）までは回答内容の修正ができますので、該当箇所の修正を行ってください。すでに回答送信を行った調査票の内容を修正する方法は、『インターネット回答の操作ガイド』の最終ページ（裏表紙）に記載の「よくあるご質問」を参照してください。

ただし、7月1日（月）以降は、回答内容の修正はできません。